

社会福祉法人家庭福社会  
役員及び評議員の報酬に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人家庭福社会（以下「法人」という。）の定款第9条及び第25条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において次の号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 報酬等とは、報酬、賞与及び退職慰労金等をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員等の報酬は、定款第9条及び第25条に定める通り無報酬とする。

(費用)

第4条 役員等が出張する場合は、別に定める役員等費用弁償規程に基づいて旅費を支給する。

2 役員等が職務の遂行にあたって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(公表)

第5条 この法人は、この規程をもって社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の基準として公表する。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附則

この規程は、平成29年4月1日より施行する